

## 5 服務・倫理

職員は、国家公務員法第96条第1項の規定により、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この趣旨を具体的に実現するため、職員には、職務上知り得た秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの服務上の制約が課せられているとともに、これら服務義務に違反が生じた場合の対応として懲戒制度が設けられています。

また、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るため、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程において、倫理保持のためのルールが定められています。

当事務局では、服務、倫理制度の適正な運用等を図るため、四国管内の各機関の担当者に対する説明会を開催しています。

### (1) 服務・懲戒制度説明会

服務・懲戒制度の趣旨の徹底とその適正な運用等を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催しました。

開催日	会場	参加者
8月3日	高松第2地方合同庁舎	32機関 38人

### (2) 倫理制度説明会

倫理制度の趣旨の徹底とその適正な運用等を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催しました。

開催日	会場	参加者
8月2日	高松第2地方合同庁舎	34機関 38人